

市からの連絡帳



申請

住民票等自動交付機が休止

11月23日(例)は、電気設備点検・整備のため田無庁舎・保谷庁舎・保谷公民館・ひばりが丘図書館・芝久保公民館にある全ての住民票等自動交付機が利用できません。

市民課 田(☎460-9820)
保(☎438-4020)

税・保険

償却資産申告書の送付

事業用資産を所有されている方は、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している資産について申告していただいておりますが、平成20年度の償却資産申告書を12月上旬までに送付しますので、平成20年1月21日までに提出してください。

なお、事業用資産を所有されている方で、申告書が届かない場合は、連絡してください。

また、申告書を持参される方はお手数ですが、田無庁舎までお越しください。

資産税課 田(☎460-9830)

不動産公売

市では、市税の滞納処分として差し押さえた不動産について、入札(期間入札)による売却(公売)を行います。

公売による売却代金は、滞納市税等に充当されます。

公売期間 11月14日(水)～28日(水)午前9時～午後5時(閉庁日を除く)
場納税課(田無庁舎)

(郵送による入札書等の提出も可能)
公売物件 北海道札幌市内土地。
詳細は、市HPまたは「不動産公売案内」をご覧ください。

納税課 田(☎460-9832)

国民年金未納保険料の納付督促業務の委託業者変更

10月より武蔵野社会保険事務所における国民年金未納保険料の納付督促業務等を、「エー・シー・エス債権管理回収(株)」から「(株)もしもしホットライン」に委託することとなりました。

納付督促の方法は、電話による督促 文書による督促 戸別訪問となります。

なお、の戸別訪問により自宅を

11月の車座集会(タウンミーティング)のご案内

市民の皆さんのご提案やご意見を、市長が直接お聞きする車座集会を開催しています。

当日、直接会場へお越しください。なお、車での来場はご遠慮ください。

とき	ところ
11月18日(日) 午後2時 最大2時間	ひばりが丘公民館 集会室

秘書広報課 田(☎460-9803)

訪問する際は、名札(身分証明書)を携行しています。不明な点はお問い合わせを。

武蔵野社会保険事務所国民年金保険料課(☎0422-56-1411)
健康年金課 田(☎460-9825)

高齢福祉

介護予防講座の受講者募集

健康的な生活習慣を築いて、生涯を自立して過ごすことで、いつまでも住み慣れた家に住み続けるために、高齢者の方を対象とした介護予防講座を実施します。

講座名	会場	日程
運動して元気講座	住吉福祉会館	平成20年1月8日～3月25日 毎週火曜日 午後2時
	南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」	平成20年1月9日～3月26日 毎週水曜日 午前9時30分
お口と歯から元気講座	ひばりが丘福祉会館	平成20年1月8日～3月25日 毎週火曜日 午前10時

対要介護・要支援の認定を受けていない市内在住の満65歳以上の方
定各20人

田はがきに、住所・氏名・年齢・電話番号・希望する講座名・会場を明記し、11月26日(月)(必着)までに、〒202-8555市役所高齢者支援課地域支援係「介護予防講座」担当へ郵送 応募多数の場合抽選。

高齢者支援課 保(☎438-4028)

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画見直しのための調査へご協力を

市では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しのため、アンケート調査を実施します。今後の市の高齢者福祉のあり方や、介護保険料を含めた介護保険制度の運営等に関わる重要な調査ですので、ご協力をお願いします。

❖高齢者保健福祉計画に関する調査 55歳～64歳の方、65歳以上の方で介護保険の要介護・要支援認定を受

けていない方の中から無作為抽出
❖介護保険事業計画に関する調査 介護保険の要介護・要支援認定を受けている方、基本健康診査で特定高齢者となった方の中から無作為抽出

調査期間 11月下旬～12月中旬
調査方式 郵送による送付・回収
調査は無記名です。調査の目的以外に使用されることはありません。

高齢者支援課 保(☎438-4028)



子育て

年末保育実施

「地域の子育て支援事業」として、年末に保護者の方が就労のため家庭で保育ができない場合に、市立保育園でお子さんの保育を実施します。
時12月29日(土)午前7時30分～午後6時30分までの間、保護者の方の就労に応じた必要な時間(午前10時まで)に登園。午後からの保育は行いません。

保育要件 保護者の就労により家庭保育が困難と認められたとき

実施場所

- ほうやちよう保育園(保谷町3-13-1)
- ひばりが丘保育園(ひばりが丘2-3-5)
- 西原保育園(芝久保町5-4-2)

定各園30人(応募多数の場合、抽選)
対市内在住の満1歳～就学前までの児童

- 半日...1500円(午後1時まで利用の場合)
- 1日...3000円(おやつ代含む)
- (午後1時を超えた場合)
- 食事 お弁当を持参
- 田次の～の書類を添えて申請し

てください(各書類は保育課・各市立保育園にあります)

年末保育利用申請書
勤務証明書(両親分)...12月29日が勤務であることを事業主が証明したもの

児童連絡表
受付場所 保育課・各市立保育園
受付期間 11月26日(月)～12月5日(水)
決定通知 12月13日(水)に郵送
詳細は、各市立保育園(1面参照)へお問い合わせ。
保育課 田(☎460-9842)



地域子育て支援センターから

市内3か所の「地域子育て支援センター」では、親子で遊べる広場と園庭開放のほか、子育てに関する講座や親子で楽しむ行事、保健師等による子育て相談等を行っています。行事・講座等については、各センターのお便りや市HPをご覧ください。

子育て相談は、いつでも行っています。お気軽にお近くのセンターをご利用ください。

広場・園庭開放時間 月～金曜日
午前9時30分～午後4時30分
田地域子育て支援センター『けやき』(けやき保育園内)(☎464-3822)
地域子育て支援センター『なかまち』(なかまち保育園内)☎422-4882
地域子育て支援センター『ひがし』(ひがし保育園内)(☎421-9913)



平成20年度から実施される個人住民税の主な税制改正

住宅借入金等特別税額控除

税源移譲により、平成19年課税分から所得税額が減少する結果、これまで所得税のみから控除することができた「住宅ローン減税額」が減少する場合があります。このような場合、平成18年12月31日までに入居された方で住宅ローン減税の適用を受けている方は、税源移譲により、所得税から控除できる住宅ローン控除が減ることになるため、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除分を平成20年度の住民税から申告により減額します。

申告期限 毎年3月15日(平成20年は3月17日)
申告方法等の詳細は決定次第、市報等でお知らせします。

税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかわる経過措置
たとえば退職などの理由により、平成18年中は所得があったが、平成19年中の所得がなくなった方で一定の要件を満たす方については、申告により平成19年度分の市民税・都民税を税源移譲前の税率で計算し直す措置を行います。

申告期間 平成20年7月1日～31日

申告方法等の詳細は決定次第、市報等でお知らせします。

地震保険料控除の新設

地震保険料の支払い金額の2分の1(最高25,000円)に相当する金額を控除する制度が新設されました。これに伴い、従来の損害保険料控除は廃止されますが、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料(保険期間10年以上、満期返戻金あり)については、従前の損害保険料控除を適用します。

65歳以上の方に適用される非課税措置廃止に伴う経過措置の終了

平成17年1月1日現在65歳以上の方(昭和15年1月2日以前生まれの方)に適用された経過措置(平成18年度3分の2減額、平成19年度3分の1減額)が終了しました。前年の合計所得金額が125万円以下の方も平成20年度以降は全額課税になります。

市民税課 田(☎460-9827)